

## 税制改正と会計検査院

三 木 義 一<sup>\*</sup>

(立命館大学法学部教授)

### はじめに

平成10年度決算検査報告は、課税・徴収の実際の運用問題ではなく、税制のあり方そのものに係わる二つの重要問題を提起していた。

一つは、現行税制の制度的欠陥が租税回避を誘発している実態を明らかにした、登録免許税に係わる特記事項であり、他の一つは消費税滞納の実態と問題点を指摘した、会計検査院法第36条に基づく意見表示である。本稿ではこの二つの重要な指摘を具体的素材に、税制改正と会計検査との関係を検討してみたい。

### 1. 登録免許税特記事項と平成12年税制改正

まず、平成10年度決算検査報告が問題とした従来の登録免許税の制度的欠陥を概観しておこう。従来の登録免許税は不動産の所有権移転登記の場合は税率が5%であったが、共有物の分割は0.6%とされていた。これが租税回避的に利用されるというのは、「不動産の所有権を甲から乙に移転する場合に、当初に当該不動産のわずかな持分（例えば100分の1）を売買で移転して甲乙の共有状態とした後、残りの持分を補償分割として移転すると、当初の売買には税率1000分の50が適用されるが、これに引き続く補償分割には税率1000分の6が適用されることになる。したがって、全体の持分について売買を登記原因として所有権を移転する通常の場合に比べて登録免許税が少額ですむことになる<sup>1)</sup>」

共有物分割の軽減税率が分筆前の持分に応じない部分についても適用されることとされていたのである。そのため、例えば1億円の土地を通常の売買による所有権移転登記をすると

$$1 \text{ 億円} \times 5 \% = 500 \text{ 万円}$$

の登録免許税がかかることになるが、まず土地の100分の1だけを所有権移転登記し、その後共有物の分割として登記し、単独所有に変える方法を採用とどうなるのだろう。

<sup>\*</sup>1950年生まれ。中央大学法学部卒。一橋大学大学院法学研究科修士課程修了。静岡大学人文学部助教授、教授を経て、現職。専攻は税法。租税法学会、日本財政法学会等の理事。主な著作として、『現代税法と人権』（劉草書房・1992年）、『受益者負担制度の法的研究』（信山社・1995年）、『相続・贈与と税』（一粒社・2000年）等。

1) 平成10年度決算検査報告437頁。

1 億円 × 1 / 100 × 5 % = 5 万円 (所有権移転)

1 億円 × 99 / 100 × 0.6 % = 59 万 4 千円 (共有物の分割)

すなわち、合計約64万円と、通常の場合の10分の1程度になってしまうのである。このような回避行為が蔓延していた実態を検査報告は次のように指摘する。「売買等によって移転する持分の割合が少なく(全体の10分の1以下)、これに引き続いて短期間(30日以内)で共有物の分割による残りの持分の移転が行われていて、通常の所有権の移転の登記とは認め難い方法をとっている事例が、東京法務局ほか24登記所において655件(土地延べ1033個、建物延べ613個)見受けられた。そして、これらの655件のうち、当初に移転した持分の大きさが100分の1以下であるものは626件(全体の95%)、当初の持分の移転の登記申請とこれに引き続く残りの持分の登記申請が同日に行われていたものは612件(全体の93%)となっていた。このような事例は、共有物の分割を登記原因とする場合の税率が売買等に比べて低くされていることを利用し、登録免許税の軽減を目的として登記申請を行っているといふとみなさざるを得ないものである。そして、このような方法による所有権移転の登記にまで共有物の分割の低い税率を適用することは、二重課税を防止するという趣旨に合わず、ひいては、税負担の公平を欠く結果を招いていると認められる<sup>2)</sup>」

会計検査報告が指摘したこの問題は、単に運用の問題ではなく、共有物分割の軽減税率を分筆前の共有持分に関わりなく認めている制度的欠陥によるものであろう。そこで、同報告は検査院の所見として次のように述べている。

「本件事態は、基本的には一部の登記申請者の納税意識の欠如に起因するものであるが、法律、制度面における次のような事情にもよるものと認められる。

- (ア) 登録免許税法では、共有物の分割による所有権の移転の登記には税率1000分の6を適用すると規定されているので、前記のような極端な事例であってもこの税率が適用されること、
- (イ) 不動産の権利に関する登記については、登記官は多数の登記申請を迅速に処理しなければならないことなどから、書面により審査する方法が執られており、登記原因等の実態を調査する制度にはなっていないこと、
- (ウ) 税務署の職員が登録免許税の納税者に対して調査を行う制度にはなっていないこと

上記の事情を勘案すると、本件事態を是正し税負担の公平化を図る解決策は容易に見出し得ない状況にある。しかし、適正公平な課税の実現が図られるよう、登録免許税の税額の認定及び納付の確認を行う法務省、租税に関する制度の調査、企画及び立案を所掌する大蔵省等において検討、協議を行い、本件事態の是正に向けた適切な処置が執られることが望まれる<sup>3)</sup>」

この会計検査院の指摘は、平成12年の税制改正で見事実を結んだ。同年の税制改正は、この指摘を受けて、分筆前の共有持分に応じる部分以外の税率を通常の所有権移転と同様の5%に引き上げたのである。これにより、前述のような場合、100分の99についての共有物分割を通じて単独所有に変えようとしても、税率は5%になり租税回避が封じられることになったのである(租税特別措置法第84の4①)。ある解説は、この改正の経緯を次のように述べている。「今回、会計検査院の『平成10年度決算検査報告』において、実際には売買取引であるにも係わらず、登記上、当初僅少な持分について売買による移転登記を行い、その後残りの持分について共有物の分割による移転登記を行うことにより登録免許税の負担の一部を免れている実態が散見される旨が同決算検査報告の特記事項において指摘されました。これについて、共

2) 平成10年度決算検査報告437～438頁。

3) 平成10年度決算検査報告439頁。

有物をその持分に従い分割し単独所有とする『現物分割』による共有物の分割を念頭に売買等による移転に比べて低い税率としている登録免許税法の規定の趣旨に沿わないこと、また、会計検査院の指摘によりこのような登記を行えば実質は売買であるにもかかわらず低い税率が適用されることが明らかとなり、今後このような不実な登記が増加することが想定され、課税の公平の観点から、これに緊急に対応する必要があること等から、今回共有物の分割による所有権の移転登記について、従前の共有持分に応ずる部分以外の部分に対する登録免許税の税率を、売買等を原因とする登記と同様に1000分の50とする適正化措置を講ずることとされました<sup>4)</sup>」

ここには会計検査院の報告書が改正を決定づけたことが明確に述べられている。会計検査院は税の使途の問題だけではなく、現行税制の税務の執行や租税回避行為の実態等をも調査し、その調査結果が税制改革に繋がったことになる。一般的には、税の徴収や使途の監視とみられている検査院の調査活動が税制自体の改革を促したことの意義は大きい。

直接の税制改正までに繋がったかどうかは別として、こうした会計検査の税制への影響は従来の検査においても、若干みられた。

- 1) 昭和51年度に大蔵省特記事項として「社会保険診療報酬の所得計算の特例」が取りあげられ、医師の現実の経費率の平均と法定経費率72%との間に20%の開差があること、収入に比例して経費差額が増加している実態等を指摘していた<sup>5)</sup>。この問題は、周知のように、不公平税制の象徴として議論され、政府税調においても昭和49年の答申<sup>6)</sup>以来、毎年厳しい批判がなされ、ようやく昭和54年の改正で経費率の見直しが行われている。税調の批判を会計検査院が裏付け、改正を促したともいえよう。
- 2) 昭和60年の農地に係わる相続税猶予制度の運用是正指摘。これは、農地を転用したり、譲渡した場合には猶予の対象にはならないにもかかわらず、実際には譲渡後も課税されていなかったりした実態の指摘であり、運用面の是正要求だったといつてよい<sup>7)</sup>。
- 3) 昭和62年度の住宅用家屋の所有権移転登記にかかわる登録免許税の是正。これは住宅用の特例であるにもかかわらず、実際には住宅として入居、利用されていないものに特例が多数適用されている実態を指摘したもの。法務省への特記事項とされていた<sup>8)</sup>。
- 4) 平成2年度の還付加算金が課税されていない実態についての指摘。還付加算金も所得であり、課税対象になるが、納税者も課税庁もこの点の認識が不十分で、課税漏れが多い実態を指摘し、改善を促したもの<sup>9)</sup>。

このように、従来から税制についても重要な指摘をしてきていたが、主として徴収の運用面であり、平成10年度の報告のように、直接税制改正に影響を与えるまでにはいたっていない。その意味で、平成10年度の決算検査報告は検査院の役割を質的にも高めたようにも思われる。

4) 白戸正俊「租税特別措置法(登録免許税)の改正について」税経通信55巻8号190頁。

5) 昭和51年度決算検査報告95頁以下。

6) 昭和49年10月「社会保険診療報酬課税の特例に関する答申」

7) 昭和60年度決算検査報告43頁以下。

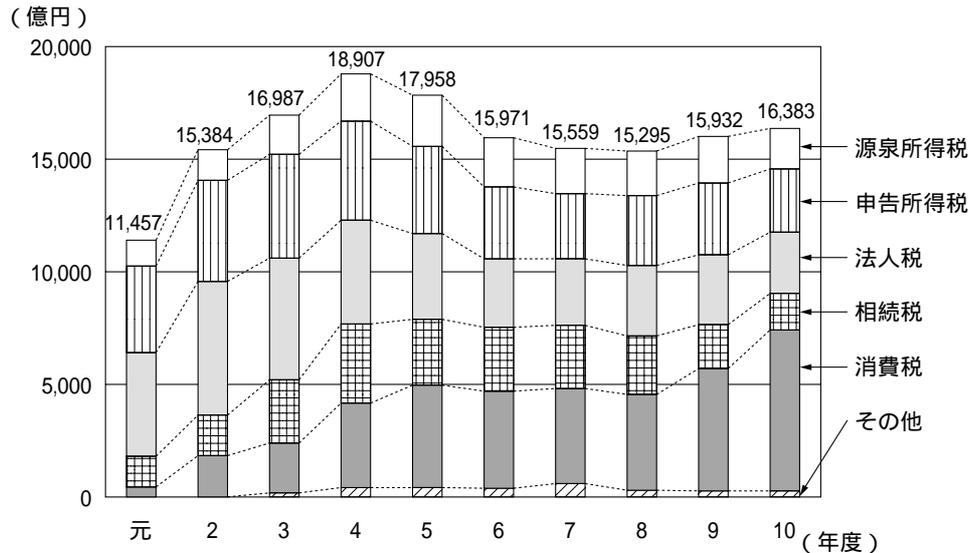
8) 平成62年度決算検査報告298頁以下。

9) 平成2年度決算検査報告61頁以下。

## 2. 消費税と滞納

つぎに第2の問題の消費税と滞納問題の検討に移ろう。検査報告は新規発生滞納額の推移を次のようにまとめたうえで、「税目別にみると、消費税が他の税目では減少傾向又は横ばいとなっているのに対して著しく増加しており、10年度には国税全体の44.2%を占めるまでになっている<sup>10)</sup>」という。

表1 新規発生滞納額の推移



(平成10年度決算検査報告88頁より引用)

確かに、この推移をみると、滞納に占める消費税の比重は相当に高くなっている。同報告は、続いて、消費税の仕組みを次のように解説している。「消費税は、製造、卸売、小売等の各段階の売上に課税され、その税額が順次価格に上乗せされていくことにより最終的には消費者が負担することとなっている。そして、各段階の事業者は売上に係る消費税額から仕入れに係る消費税額を控除した額を納付することとなっている。このように、消費税は事業者を納税義務者としているが、最終的にはその負担は消費者に転嫁されることとなっている。こうした仕組みから、事業者が納付すべき消費税相当分の資金は消費者からの預り金的な性格を有するものである<sup>11)</sup>」

消費税が預り金的性格を有しているものだとする、確かに、滞納が増えていることは検討しなければならない問題となろう。

そのうえで、滞納が生じている原因を検査し、その結果として次の問題を指摘する。「上記の808業者が滞納に至った原因を滞納整理に関する書類などにより調査したところ、売上減少、運転資金調達困難、過大投資等から資金繰りに問題が生じていたと推測されるものが1084件(原因が複数あるため事業者数とは一致しない。)あり、合計1230件の大部分を占めていた。そして、以上のような原因により事業者が滞納するに至った背景には、次のようなことがあると認められた。①事業者が消費税が消費者からの預り金的

10) 平成10年度決算検査報告88頁。

11) 平成10年度決算検査報告89～90頁。

性格を有する税であるという認識が希薄であること、②課税売上に係る消費税相当分の資金と売上金とが資金的に明確に区分できないこと、③納付回数が年1回から4回であるため、納付すべき消費税相当分の資金を受け入れてから納付するまでの期間が長いこと<sup>12)</sup>」

そこで、滞納防止策として、同報告は(ア)広報、(イ)入札参加資格に納税証明書の添付、(ウ)納税資金の備蓄、等の実態を分析し、改善意見として「(ア)消費税は消費者からの預かり金的な性格を有する税であるという趣旨の広報活動をさらに徹底するなどして、事業者に期限内納付のより一層の周知徹底を図ること、(イ)資格審査の申し込みの際に証明書の添付等を求めている地方公共団体に対して引き続き協力要請をすること、また、国の機関等に対しても証明書の添付等を求めるよう協力要請すること、(ウ)納税貯蓄組合等の関係民間団体に対して消費税の納税資金の備蓄を行う旨を事業者へ働きかけるようより一層の協力要請をすること<sup>13)</sup>」を指摘している。

決算検査報告は、このように、消費税の滞納問題に関していくつかの重要な論点を検討している。今回の指摘は協力要請程度の穏やかな指摘にとどまっているが、この問題は、消費税制度のあり方をも再検討させる論点も含んでいる。そこで、以下では、検査報告での指摘に沿って消費税滞納問題を税法的見地から検討してみよう。

## 2.1 消費税滞納率は異常か

まず、そもそも消費税の滞納は検査院が問題視するほどのものなのだろうか。確かに、消費税導入時と比較すると滞納額も滞納率も上昇していると言える(表2)

しかし、他の租税と比較するとどうなのだろう。

表3の他の租税の滞納率と比較すると、確かに源泉所得税や法人税と比較すると滞納率は高いが、申告所得税や相続税に比べればまだ低いということがわかる。しかし、消費税の間接税という性格に着目した場合には、直接税との比較はあまり意味がなく、間接税と比較すべきかもしれない。すると、間接税が含まれている「その他の税目」欄と比較すべきこととなるが、0.1%程度の他の間接税と比較すると、消費税の滞納は確かに異常と言えるであろう。もっとも、次の表4のように、昭和40年・50年の各税の滞納率と比較すると、酒税等の間接税が極端に低いのに対して、消費税の前身である物品税は必ずしもそうではなかったことがうかがえる。

確かに、間接税はもともと直接税と比較すると滞納率がきわめて低く、こうした間接税の一般的傾向からすると消費税の滞納率は異常ともいえるかもしれない。しかし、消費税以外の間接税はいわゆる製造者課税であり、最終小売業者は納税義務を課されていないのである。大手業者が多い製造段階で一回だけ課税する間接税と、全段階で課税し、納税者の大部分が小売業者になる消費税とでは、後者の滞納率が高くなるのは当然であろう。そこで、小売業者が納税義務者となっている他の間接税との比較が重要になって

表2 消費税滞納率の推移

	徴収決定額	新規滞納額	滞納率
平成元年	39,370	306	0.78%
平成2年	61,741	1,712	2.77%
平成3年	66,599	2,275	3.42%
平成4年	71,596	3,891	5.43%
平成5年	74,808	4,597	6.15%
平成6年	74,524	4,369	5.86%
平成7年	74,545	4,263	5.72%
平成8年	76,163	4,300	5.65%
平成9年	95,080	5,395	5.67%
平成10年	105,228	7,249	6.89%

(平成10年度決算検査報告89頁より作成)

12) 平成10年度決算検査報告90～91頁。

13) 平成10年度決算検査報告94頁。

表3 税目別滞納の発生及び整理の状況

単位：億円，%

区分 税目	発生の状況						要整理滞納額		整理の状況					
	徴収決定済額		新規発生滞納額		滞納割合	納生合		前年比	整理済額		処割合	整理中のもの		
		前年比		前年比						前年比			前年比	
全税目 合計	8	531,008	98.8	15,295	98.3	2.9	41,901	103.4	14,870	106.7	35.5	27,031	101.6	
	9	544,108	102.5	15,932	104.2	2.9	42,963	102.5	15,133	101.8	35.2	27,830	103.0	
	10	505,037	92.8	16,383	102.8	3.2	44,213	102.9	16,064	106.2	36.3	28,149	101.1	
税目 別の 内訳	源泉所得税	8	161,736	94.8	2,006	96.7	1.2	6,455	104.6	1,755	101.9	27.2	4,700	105.6
		9	166,462	102.9	2,109	105.2	1.3	6,809	105.5	1,752	99.8	25.7	5,057	107.6
		10	150,544	90.4	1,912	90.6	1.3	6,969	102.4	1,824	104.1	26.2	5,145	101.7
	申告所得税	8	41,255	103.3	3,037	101.9	7.4	10,993	102.6	3,027	109.6	27.5	7,966	100.1
		9	39,982	96.9	3,128	103.0	7.8	11,094	100.9	2,924	96.6	26.4	8,170	102.6
		10	34,411	86.1	2,787	89.1	8.1	10,957	98.8	3,155	107.9	28.8	7,802	95.5
	法人税	8	149,776	104.4	3,110	106.5	2.1	10,465	101.5	3,476	117.6	33.2	6,989	95.0
		9	141,596	94.5	3,090	99.4	2.2	10,079	96.3	4,013	115.4	39.8	6,066	86.8
		10	121,646	85.9	2,680	86.7	2.2	8,746	86.8	3,389	84.5	38.7	5,357	88.3
	相続税	8	31,201	86.3	2,670	93.4	8.6	5,050	105.3	2,374	98.3	47.0	2,676	112.4
		9	30,905	99.1	2,092	78.4	6.8	4,768	94.4	1,764	74.3	37.0	3,004	112.3
		10	25,749	83.3	1,689	80.7	6.6	4,693	98.4	1,334	75.6	28.4	3,359	111.8
	消費税	8	76,163	102.2	4,300	100.9	5.6	8,161	107.1	3,919	104.2	48.0	4,242	109.9
		9	95,080	124.8	5,395	125.5	5.7	9,637	118.1	4,525	115.5	47.0	5,112	120.5
		10	105,228	110.7	7,249	134.4	6.9	12,361	228.3	6,215	137.3	50.3	6,146	120.2
その他税目	8	70,877	97.5	172	37.2	0.2	777	84.3	319	100.6	41.1	458	75.7	
	9	70,084	98.9	118	68.9	0.2	576	74.2	155	48.6	26.9	421	92.0	
	10	67,460	96.3	66	55.9	0.1	487	84.6	148	95.4	30.4	339	80.6	

平成12年5月16日付税制調査会参考資料24頁より引用。

表4 昭和40年・50年の各税の滞納率の比較

	所得税	相続税	物品税	酒税
昭和40年	7.04	12.69	3.49	0
昭和50年	6.51	16.94	4.16	0.06

\* 『国税庁統計年報書』より作成

くるが、現行税制では比較対象がないといわねばならない。参考になりうるのは、旧物品税における第1種物品であろう。この第1種物品はいわゆる小売店が納税義務者であったからである。そこで旧物品税の滞納率の内訳を調べる必要があるのだが、残念ながら国税庁は物品税の滞納率を第1種と第2種に区別して公表していない。したがって正確な数値をあげることはできないが、物品税の滞納の大半は第1種物品、つまり、小売店を納税義務者に行っている部分であって、製造者を納税義務者としている第2種物品の滞納率はきわめて低い、というのが物品税徴収担当者間の常識であった。このことを直接裏づける資料はないが、犯則調査等により更正処分を受けた物品税の内訳等を調べると、前者が後者の数10倍（第1種物

品は824億円の税額のうち21億6400万円＝約2.5％，第2種物品は8420億円の税額のうち22億5100万円＝約0.2％)にも達していたことは一つの推測材料にはなろう。

さて、こうしてみると消費税が小売業者をも納税義務者にしている税制として、一般に想定される滞納率を上回る、異常な状態にあるとまではいえないであろう。むしろ、導入期の滞納率の方が異常に低かったとも言えるのではないだろうか。その原因としては、よく批判されてきた簡易課税に代表される中小企業特例による大幅な軽減措置、バブル、等々が考えられる。これらの特例の縮小、バブルの崩壊によって通常のレベルに達しただけとも言える可能性もあるように思われる。

## 2.2 消費税は預り金か？

次に検査報告は滞納の増加の原因として「預り金的性格の認識の希薄性」を指摘している。この場合の「預り金」の意味は、事業者は消費者から消費税を受け取り、その消費税を納付するまで預かっている、ということであろう。しかし、周知のように、消費税法は納税義務者を事業者にしており（消費税法5条）、消費者には納税の義務は課されていない。従って、消費者は消費税を負担しなければならない法的義務はなく、商品の価格に転嫁されて事実上負担することになるか否かは事実上の力関係の問題である。もし、消費者に消費税を負担すべき義務があるとすると、「当店では消費税をいただいておりません」と称している業者や「消費税還元セール」は違法な事業ということになる。そうすると、事業者が消費税と称して受けとっている金銭及び消費者が消費税と思いこんで支払っている金銭の法的性格が問題になるが、この点は東京地裁平成2年3月26日判決<sup>14)</sup>で争われた簡易課税制度の合理性に関して被告国が主張していたように「事業者が取引の相手方から収受する消費税相当額は、あくまでも当該取引において提供する物品や役務の対価の一部」であり、同判決も「消費者の負担する消費税分は、その本質が対価に過ぎない」としているのである。つまり、税法的にいえば、消費者の負担している消費税相当額は消費税ではなく、対価の一部にすぎず、それを含む売上の一定割合を業者が消費税として負担しているだけなのであり、業者にとっては売上から仕入を控除した差額にかかる税負担に他ならず、消費者からそれを預かっている法的構造になっているわけではない。預り金としての性格を徹底するなら消費者を納税義務者に規定し、業者を特別徴収義務者にするほかない。従って、決算検査報告も「預り金的性格」という表現にとどまっているのだと解される。

ところで、現実の消費行為においては、業者は消費税を請求するのを当然だと考え、消費者も消費税納税義務が負わされているかのように行動しており、「預り金」的認識が希薄とは思われない。むしろ、預り金的に現実には運用されているにもかかわらず滞納が増えていることを問題にすべきなのではないだろうか。このような観点からは、消費税の滞納は結局事業者の資金繰りや所得自体の変動に影響を受けていると思われる。消費税の滞納率が申告所得税の滞納率と法人税の滞納率の中間に位置しているのも、このことを間接的に示しているとも言えよう。こうしてみると、消費税の滞納率はこの観点からもまだ異常とは言えないように思われる。

## 2.3 資金繰りと滞納

しかし、所得税や法人税率の引き下げの中で、消費税収の占める役割はますます重要なものになる。異

14) 判例タイムズ722号222頁，判例時報1344号115頁，税務訴訟資料176号194頁。評釈として阿部泰隆・租税判例百選 第3版（別冊ジュリスト120）126頁，吉良実・シュトイエル347号1頁，小林武・法学セミナー35巻8号113頁，等参照。

常とは言えないとしても、その増加に歯止めをかける必要性は高い。その対策として如何なるものがあり得るのかも検討しておこう。

消費税の滞納の最大の要因は検査院が指摘するように資金繰りの悪化によるものであろう。そうだとすると、広報活動では根本的な解決を見いだすことは出来ないが、入札への証明書の義務づけ等は関連業者にとっては死活問題になり一定の効果を持つものと思われる。しかし、一般業者全体に及ぶ滞納予防としては、現行の帳簿方式による仕入税額控除方法と納付方法が問題になろう。帳簿方式は、仕入税額の対象となる課税仕入をインボイスに基づいて計算するのではなく、所得計算に用いる帳簿に基づいて計算するわが国独自の方法であり、消費税導入に対する事業者の抵抗を和らげるために採用されたものといえる。しかし、このため事業者は消費税相当額を消費者から「預かった」としても、売上額一般と区別する意識が希薄になりうる。

図1 消費税の申告・納付制度の改正の推移

【導入時】 【平成3年改正】 【平成6年秋の税制改革】 前課税  
期間の  
年税額  
(注)平成9年4月施行

年4回 (確定申告 1回 中間申告 3回)		500万円超	400万円超	500万円 400万円
年2回 (確定申告 1回 中間申告 1回)	60万円超	500万円以下 60万円超	400万円以下 48万円超	
年1回 (確定申告 1回)	60万円以下	60万円以下	48万円以下	
消費税率		3 %	4% (注)	

平成12年4月18日付税制調査会説明資料(消費課税等)34頁より引用。

さらに納付まで、比較的長期間ある。わが国の消費税の納入時期は1年に1回もしくは2回、という形で出発した。これも業者の抵抗を和らげる措置であったといっただいである。その後、図1のような変遷を経て、現在は一定の業者は年4回にわけて3ヶ月ごとに納付することになっているが、大半の中小業者は相変わらず年1~2回である。3ヶ月に1回とか、年1~2回の納付というのは、その間「預かった」消費税相当額を運用する余地が生じ、そのことが結果として滞納に繋がる可能性もある。これらを改めるには、帳簿方式をインボイスに変え、預り金意識を明確にすることも考えられよう。しかし、帳簿方式をインボイスに切り替えただけでは滞納予防という点からは必ずしも十分ではなさそうである。例えば、韓国は、インボイス方式を採用しているが、滞納率は表5の通りである。

表5 韓国附加価値税の滞納率（単位百万ウォン）

年度	徴収決定額	不納付欠損額	未収納額	滞納額合計	滞納率
1990	7,187,670	68,159	155,092	223,251	3.1%
1991	8,588,360	62,689	273,044	335,733	3.9%
1992	10,610,992	101,703	432,993	534,696	5.0%
1993	12,287,114	152,562	447,046	599,608	4.9%
1994	13,762,576	170,144	534,459	704,603	5.1%
1995	15,754,211	365,278	752,040	1,117,318	7.1%
1996	18,225,257	469,481	966,237	1,435,718	7.9%
1997	21,473,127	572,279	1,412,857	1,985,136	9.2%
1998	18,200,874	981,218	1,512,851	2,494,069	13.7%

\*（玄鎮権『租税関連統計資料集』韓国租税研究院1997年より）。なお、本資料は高正臣税理士から提供いただいた。記して謝意を表したい。

数年前まで日本より若干よかったが、現時点では日本以上に高い滞納率である。韓国の消費税の課税期間が6ヶ月間であり<sup>15)</sup>、予定申告納付も3ヶ月であるため、日本同様景気悪化と業者の資金繰り問題がこのような事態を招いているのかも知れない。そこで、インボイスを採用し、かつ、毎月の予定申告納付制度を採用しているドイツの場合をみてみよう（表6参照）。

最近は少し減少気味ではあるものの、製造業者を納税義務者にした場合のような極端な低滞納率ではなく日本の消費税よりややよい程度であり、かつての物品税の水準のようである。こうしてみると、滞納率予防という観点からは、インボイス導入と納期の早期化は一定の効果はあると思われるが、問題を根本的に解消するものとはまではいえないであろう。滞納率を下げることに着目するのであれば、製造業者だけを納税義務者とする単段階の個別消費税の方が望ましい。しかし、全小売業者を納税義務者とする一般消費税制度を前提とするのであれば、直接税並の滞納率を覚悟しつつ、納期の早期化等に対応するしかないように思われる。

表6 ドイツの消費税滞納率（単位100万マルク）

	売上税収	滞納額	滞納率
1995	203505	9131	4.5%
1996	204697	8831	4.3%
1997	204201	8100	4.0%
1998	208277	8062	4.0%
1999	222627	7358	3.3%

\*Bundesministerium der Finanzen, Stand und Entwicklung der Steuer-rückstände 1999, 5/2000より作成

## おわりに

以上のように、消費税の滞納増加問題については、私見によれば、現時点では必ずしも異常とはいえないように思われるが、滞納率がどの程度を越えた場合に当該税制に制度的欠陥があり、改正を要すると言えるのかは、今後研究を要する重要課題の一つであるように思われる。事業税における外形標準課税等が実施されると、この問題は一層重要になってくることも予想されよう。

本稿では、平成10年度決算検査報告で指摘された登録免許税と消費税の問題を素材に、税制と会計検査

15) 韓国の消費税については、高正臣「韓国附加価値税の仕組みと問題点」（日本租税理論学会編『消費税施行10年』法律文化社、2000年）161頁以下等を参照。

の関係を検討してみた。同決算検査報告が税の用途の検査のみならず、徴収の実態調査や租税制度の制度的欠陥の指摘を通じて、税制自体の改正を促す威力を秘めていることを示したことは重要であり、会計検査院の決算検査報告が与える税制改革への影響に今後も注目していきたい。